

令和 2 年 度

旭市農業集落排水事業会計予算

令和 2 年度旭市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度旭市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供用面積及び有収水量等

区 分	予 定 量
供 用 面 積	4 8 ha
年 間 有 収 水 量	1 3 7 , 7 4 3 m ³
1 日 平 均 有 収 水 量	3 7 7 . 4 m ³

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	74,595千円
第1項 営業収益	17,211千円
第2項 営業外収益	57,384千円

支 出

第1款 下水道事業費用	74,595千円
第1項 営業費用	68,323千円
第2項 営業外費用	4,311千円
第3項 特別損失	1,461千円
第4項 予備費	500千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額4,196千円は、引継金1,776千円、当年度分損益勘定留保資金2,420千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入	1 2 , 1 2 5 千円
第 1 項 他 会 計 負 担 金	1 1 , 7 0 5 千円
第 2 項 受 益 者 負 担 金 及 び 分 担 金	4 2 0 千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出	1 6 , 3 2 1 千円
第 1 項 企 業 債 償 還 金	1 6 , 3 2 1 千円

(特例的収入及び支出)

第 4 条の 2 地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 2 , 6 3 9 千円及び、1 9 , 6 0 4 千円である。

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、1 0 , 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 1 項営業費用、第 2 項営業外費用、第 3 項特別損失との相互

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9, 063千円

令和2年2月27日 提出

旭市長 明智 忠直